

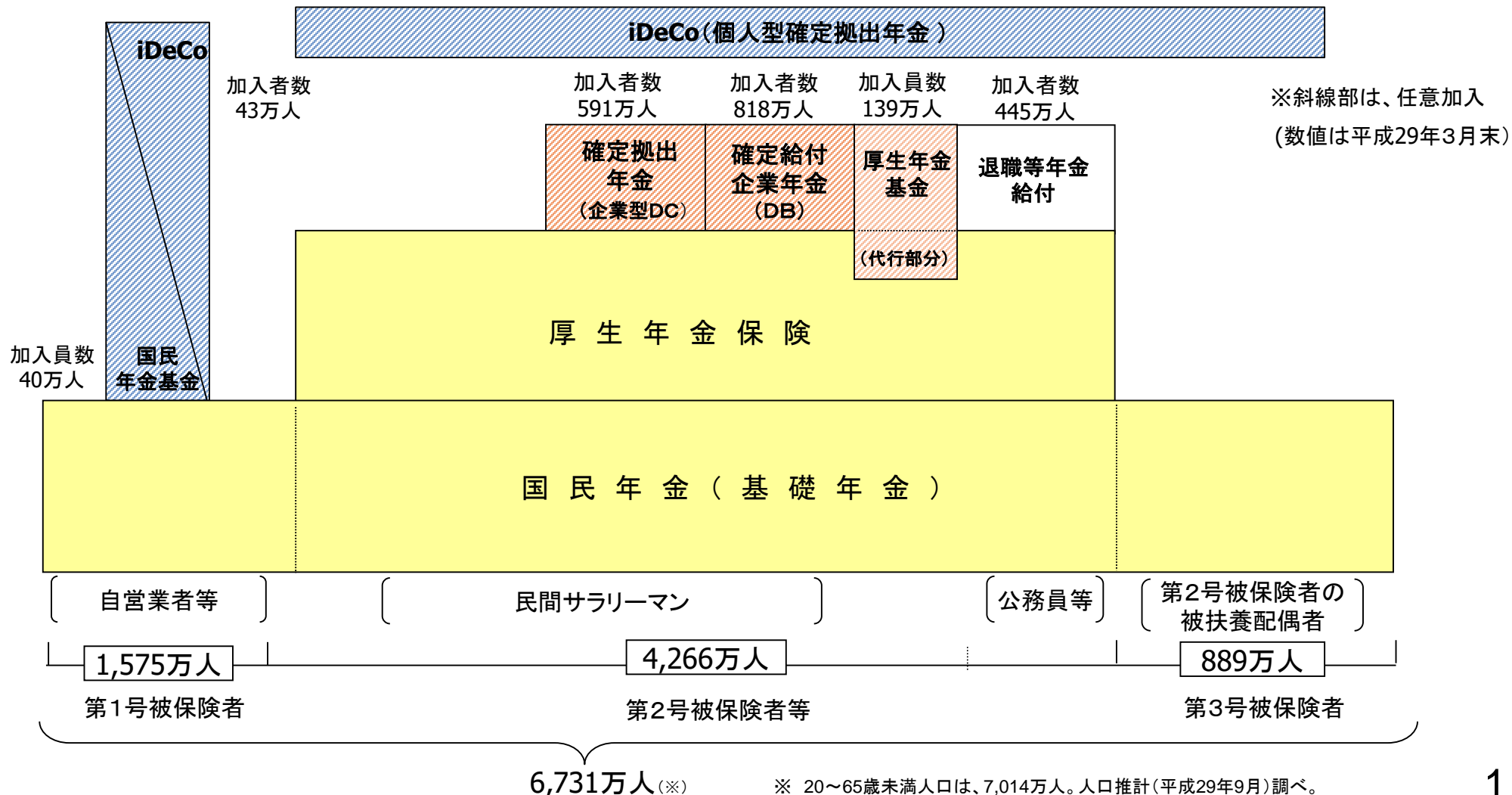
高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
(施策番号X-1-2)

添付資料

年金制度の体系

- 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金制度等に参加している者の割合は、23.8%
- 厚生年金被保険者に占める企業年金加入者等の割合については、38.0%

※ 複数の制度に重複して加入している加入者数を控除して算出。



企業年金制度等の仕組み

企業が従業員の
ために実施

将来的な給付額を
保証
(確定給付型)

【厚生年金基金】

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して行っている。

【確定給付企業年金(DB)】

掛金負担は、事業主拠出が原則。本人の同意をもとに加入者負担も可。

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

【確定拠出年金(企業型DC)】

事業主拠出のみで、掛金額を企業が保証。
※平成24年1月より、規約で定めた場合、加入者の拠出も可能

個人が自ら加入

本人が運用指図を行い、その実績により、
給付額が決定
(確定拠出型)

【確定拠出年金(個人型DC)】

自ら掛金を拠出して、運用。20歳以上60歳未満の原則全ての方が加入可能。
※平成30年5月より、中小事業主の拠出も可能

将来的な給付額を
保証

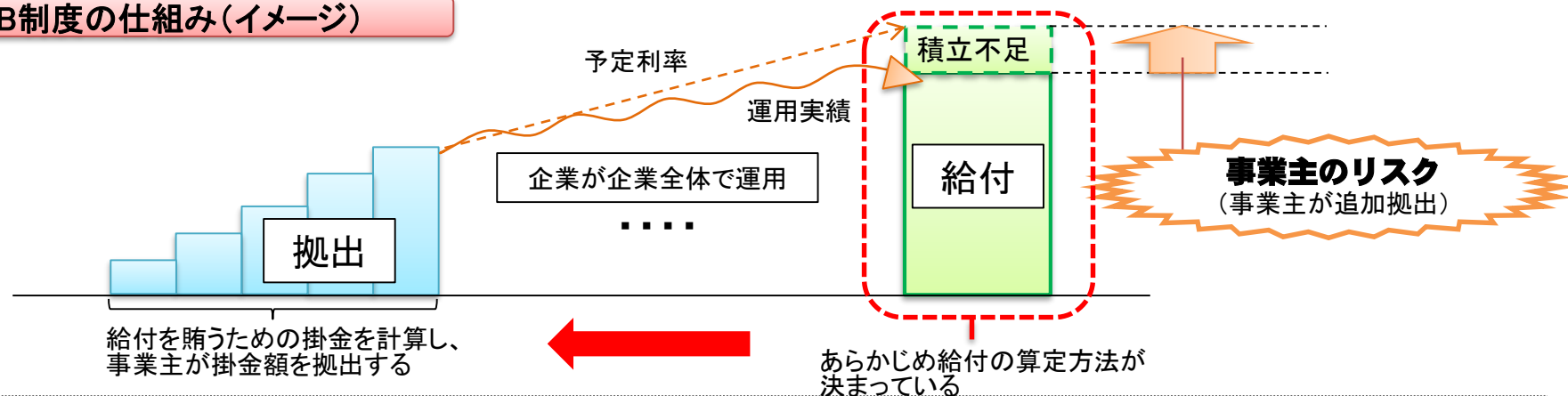
【国民年金基金】

自営業者等が自ら掛金を拠出。
※国民年金基金は、居住する地域や従事する職域に応じて設立。

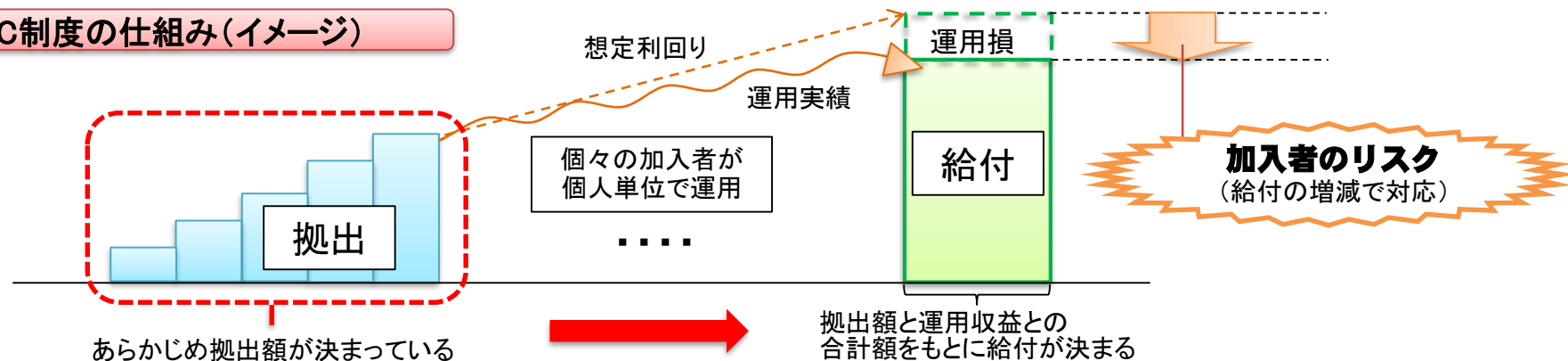
確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)の基本的仕組み

- 我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。
- 確定給付企業年金(Defined Benefit。「DB」という。)は、あらかじめ給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要。
- 確定拠出年金(Defined Contribution。「DC」という。)は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに個人別に年金給付額が決定される仕組み。資産は加入者個人が運用。運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。

DB制度の仕組み(イメージ)



DC制度の仕組み(イメージ)



確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の概要

		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)
制度の概要		厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う制度	拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される制度
掛金負担		事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする	【企業型】事業主負担(加入者も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能) 【個人型】加入者負担
給付		【開始時】 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金	【開始時】 60歳以上65歳以下(加入期間によって異なる) 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金
税制	拠出時	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 生命保険料控除(年4万円限度)	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 小規模企業共済等掛金控除<拠出限度額あり>
	運用時	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成31年度末まで課税停止	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成31年度末まで課税停止
	給付時	【老齢年金】 雑所得課税(公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税(公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税

確定拠出年金の制度改正等の主な経緯

年 月	内 容
平成13年6月	確定拠出年金法の成立
平成13年10月	確定拠出年金制度の施行
平成16年10月	拠出限度額の引上げ、確定拠出年金へ移行する際の移換限度額の撤廃等の実施
平成17年10月	企業年金のポータビリティの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金(企業年金連合会を含む)、確定給付企業年金から、加入者の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換が可能に
	確定拠出年金の中途脱退の要件が緩和
平成22年1月	拠出限度額の引上げ
平成23年8月	年金確保支援法の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員拠出(マッチング拠出)の実施(平成24年1月より実施) ・ 資格喪失年齢の引上げ(60歳→65歳)(平成26年1月より実施) ・ 脱退一時金の支給要件の緩和(平成24年1月より実施) ・ 投資教育の継続的実施の明確化(平成23年8月より実施)
平成25年6月	改正厚生年金保険法の成立
平成26年4月	改正厚生年金保険法の施行(厚生年金基金から確定拠出年金への移行等の支援の実施)
平成28年5月	改正確定拠出年金法の成立
平成28年7月	改正確定拠出年金法の平成28年7月1日施行分についての施行(企業年金連合会への投資教育の委託可能化等)
平成28年9月	個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo(イデコ)」に決定
平成29年1月	改正確定拠出年金法の施行(個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等)
平成30年1月	改正確定拠出年金法の施行(確定拠出年金の拠出規制単位の年単位化)
平成30年5月	改正確定拠出年金法の施行(中小企業施策の充実(簡易型DC、中小事業主掛金制度の導入等)) (運用の改善(指定運用方法、運用商品提供数の上限の設定等))

確定拠出年金法等の一部を改正する法律

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

I 概要

※DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 ★は平成27年度税制改正関係

1 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2 ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

3 DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

II 施行期日

- ・ 2①、4は、平成29年1月1日（1③は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等）
- ・ 1①②、2②、3は、公布の日（平成28年6月3日）から2年以内で政令で定める日（平成30年5月1日施行）

中小事業主掛金納付制度概要

□中小事業主掛金納付制度は、企業年金を実施していない中小企業が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、その従業員の掛金との合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内(月額2.3万円相当)でiDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するもの。

項目	内容
実施手続	・中小事業主掛金の拠出や掛金額の変更について、国民年金基金連合会及び厚生労働大臣へ届出(法律) ※申請窓口を国基連に統一
事業主の条件	・企業型DC、DB及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主(法律)
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員(法律)のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者(政令) ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能。
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要(法律)

中小事業主掛金の拠出方法

□中小事業主掛金の額は定額

※資格に応じて額を階層化することは可能

□個人型年金加入者掛金が、拠出区分期間ごとに掛金拠出を行う場合は、当該拠出区分期間ごとに中小事業主掛金を拠出できる(政令)

※拠出区分期間の中小事業主掛金額を0円と設定することが可能(通知)

□掛金拠出単位期間(1年間)につき1回に限り変更することができる。



【中小事業主掛金納付制度】
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出。

簡易型DC制度概要

□ 簡易型DC制度(企業型DC)は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とする。

簡易型DCの設立条件

項目	内容
拠出額	・拠出額は定額(政令)
事業主の条件	・従業員100人以下(法律)
制度の対象者	・適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ※職種によって加入是非の判断は不可。
商品提供数	・運用商品数を最低2つとすることが可能(法律) ※通常のDCであれば最低3つ以上とされている。
その他	・マッチング拠出における加入者掛金の単一の額の提示が可能(通知)

簡易型DCで簡素化される事務

【導入時に必要な書類の簡素化】

□ 導入時に必要な書類は、原則、「規約案」、「厚年適用事業所確認書類」、「従業員が100人以下であることを証する書類」、「労働組合等の同意」、「労使協議の経緯」、「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。
※「運管委託契約書」・「資産管理契約書」・「運管選任理由書」・「就業規則」(原則)等の添付書類の省略を可とする。

【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】

□ 「事業主の運管業務」・「運管委託業務」・「運管委託契約事項」・「資産管理契約事項」・「事業主掛金の納付事項」・「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。

【業務報告書の簡素化】

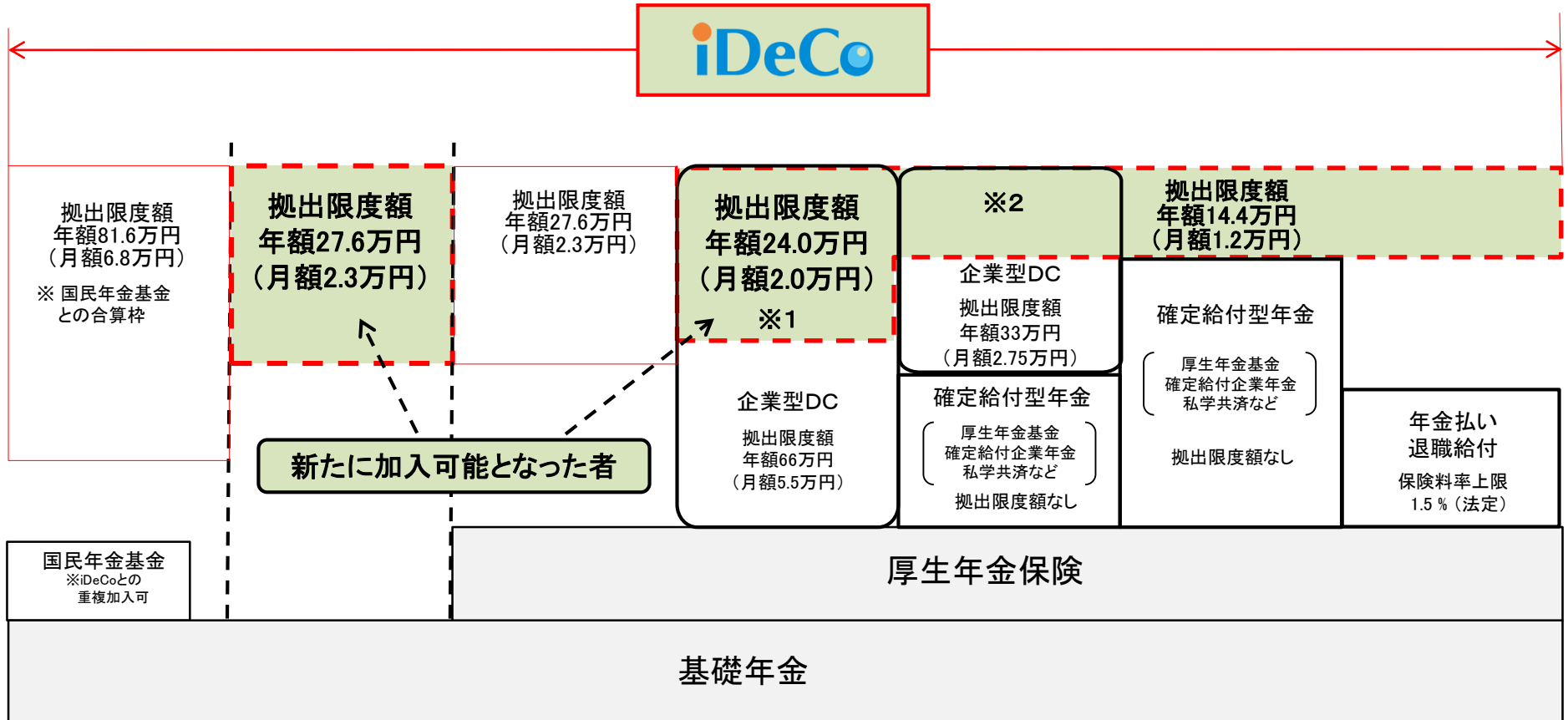
□ 報告事項を「他の企業年金の実施状況」、「厚生年金保険適用者数」「指定運用方法の選定状況(労使協議の経緯を含む。)」等に限定。

iDeCoの加入可能範囲の拡大(2017年1月～)

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とする。

※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

iDeCo



自営業者等
(第1号被保険者)

専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
[第2号被保険者]

※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限る、iDeCoへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限る、iDeCoへの加入を認める。

2017年度 iDeCo 広報事業

○2017年1月からのiDeCoの加入者範囲の拡大を踏まえ、2017年度においては、確定拠出年金普及・推進協議会内に「iDeCo広報実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)を設置し、実行委員会が主体となり、趣旨に賛同する団体・企業からの協賛金によって、広報事業を実施。

媒体	概要
テレビ広告	<ul style="list-style-type: none">・ターゲット:30~49歳男女(有職者)・8月上旬(8/1~7)及び1月上旬(1/4~10)で各一週間、日本テレビ系列、フジテレビ系列にて、平日の朝夜の時間帯及び、土日の全時間帯を対象に、15秒CMを全国エリアで実施
インターネット広告	<ul style="list-style-type: none">・7月~3月の9ヶ月間、Google及びYahoo!におけるバナー広告、YouTubeにおける動画広告等を実施※テレビ広告実施時期にあわせて、バナー等の登場回数を多く実施
シンポジウム ・新聞広告	<ul style="list-style-type: none">・開催エリアの地方新聞社との共催事業としてシンポジウムを開催・日時・場所:大阪(9/24(土))、福岡(9/30(日))、札幌(10/1(日))各13:00~15:15・定員:大阪300名、福岡、札幌200名(事前申込み制)・内容:<ul style="list-style-type: none">・ゲストによるトークショー・ファイナンシャルプランナー、ゲスト、厚労省職員によるトークセッション・広告:新聞紙面によるシンポジウムの事前告知と事後報告をiDeCoの啓発広告と合わせて実施・シンポジウム終了後、協賛各社による個別相談会も実施

今後の iDeCo 周知広報活動の方針

- 今後の周知広報活動は、以下の基本的な方針に基づき、実施する。
- 2018年度は、国民年金基金連合会が中心となり、以下の基本的な方針を踏まえた具体的な計画を策定し、確定拠出年金普及・推進協議会等と連携して取り組む。

<基本的な方針>

① 「理解」に重点を置いた取組

これまでの取組では、まずはiDeCoを「認知」してもらうことに重点を置いていたが、今後は、より「理解」してもらうことに重点を置いた取組を実施する。

② 関心が高い層・必要性の高い層への取組

加入実績や各種調査結果等からより関心の度合いが高いと思われる層に対して積極的にアプローチするとともに、相対的に上乗せ年金の必要性が高い1号被保険者や企業年金のない2号被保険者へも効果的なアプローチを行う。

③ 属性やライフステージに応じた取組

対象者の属性（被保険者別、年代別、性別、地域別等）やライフステージ（入社、結婚、出産、転・退職等）に対応したiDeCoのメリットを整理し、効果的なアプローチを行う。

④ 運営管理機関をはじめとする関係機関との連携

個々の運営管理機関が独自に行う広告等と最大限の連携を図るとともに、ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の職能団体とも連携を深める。

⑤ メディアの活用

メディアの活用には予算上の制約がある一方で、テレビを始めとしたメディアの影響力は大きいことから、今後は、予算を使わないメディアの活用にも積極的に取り組む。

- 厚生労働省としても、2018年5月施行の「簡易型DC制度」や「中小事業主掛金納付制度」について、中小企業への普及を推進するため、2018年度予算を活用し、制度周知のためのパンフレットの作成等を行い、周知広報を実施する。

年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充

□ 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例:DB→DC)の資産移換を可能とするもの。

※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。

□ 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

<ポータビリティ拡充の全体像>

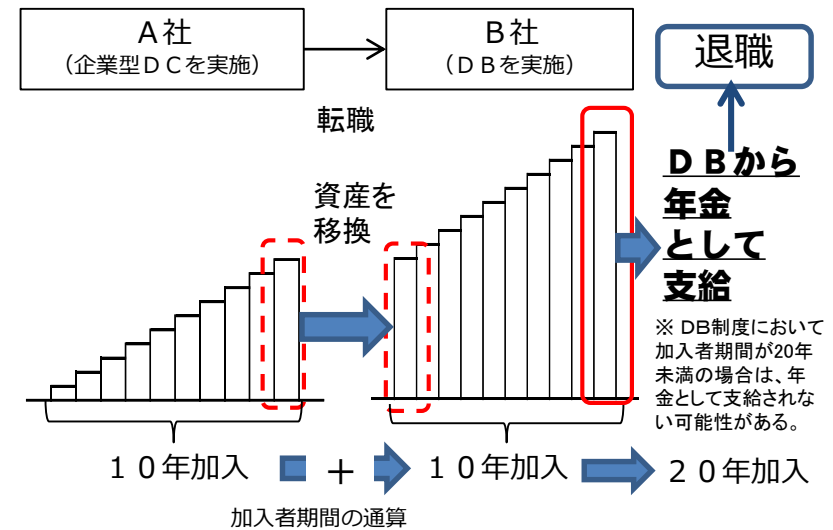
	移換先の制度				
	DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業退職金共済	
移換前に加入していた制度	DB	○ (※1)	○ (※1)	× → ○ (※3)	
	企業型 DC	× → ○	○	× → ○ (※3)	
	個人型 DC	× → ○	○	×	
	中小企業退職金共済	○ (※2) → ○ (※2+ ※3)	○ (※2) → ○ (※2+ ※3)	×	○

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

ポータビリティの拡充による利点
企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

確定給付企業年金の制度改革等の主な経緯

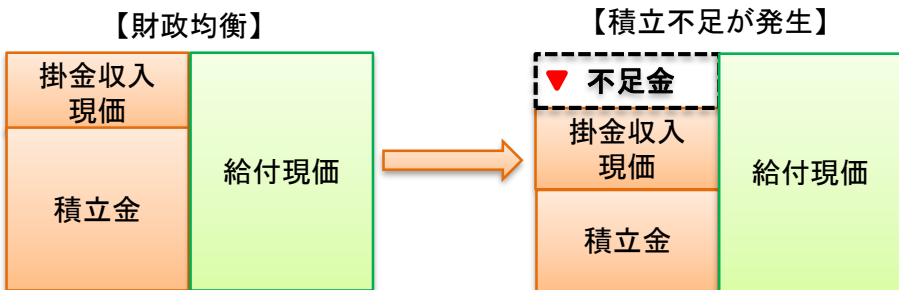
年 月	内 容
平成13年6月	確定給付企業年金法の成立
平成14年4月	確定給付企業年金制度の施行 ・ 代行返上(将来期間分)開始
平成15年1月	厚生年金基金解散・移行認可基準の改正 ・ 代行割れ厚生年金基金の代行返上(将来期間分)が可能に
9月	代行返上(過去期間分)開始
平成16年6月	確定給付企業年金法等の改正(軽微な事項の規約変更の手續の簡素化等)
平成17年10月	企業年金のポータビリティの拡充
平成21年3月	給付設計についての弾力化の実施
平成23年8月	年金確保支援法の成立 ・ 退職時年金支給のうち年齢要件の拡大
平成24年1月	制度運営の効率化、財政状況の的確な把握の観点からの省令改正
9月	財政運営基準等の見直しに係る省令及び通知改正
平成25年6月	改正厚生年金保険法の成立
平成26年4月	改正厚生年金保険法の施行(厚生年金基金から確定給付企業年金への移行等の支援の実施)
平成29年1月	改正確定給付企業年金法施行令等の施行(リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の導入) ※ リスク対応掛金は71件、リスク分担型企業年金は5件(平成30年7月1日現在)
平成30年4月、6月	改正確定給付企業年金法施行規則等の施行(ガバナンスの改善)

確定給付企業年金制度の改正（平成29年1月1日施行）

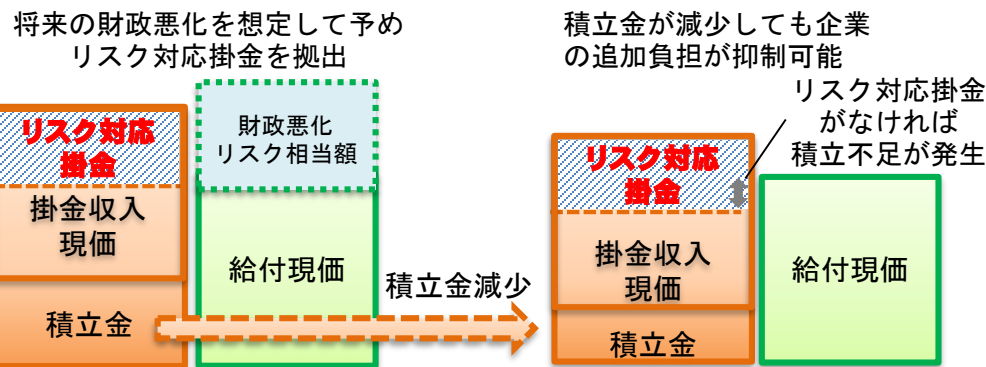
1. リスク対応掛金の導入

- 現行の確定給付企業年金制度では、積立不足が生じたときに、事業主に追加の掛金負担が生じる。
- そのため、あらかじめ、将来発生するリスクを測定し、労使の合意によりその範囲内で掛金（リスク対応掛金）を拠出し平準的な拠出とすることで、より安定的な運営を可能とする。

現行の仕組み（イメージ）



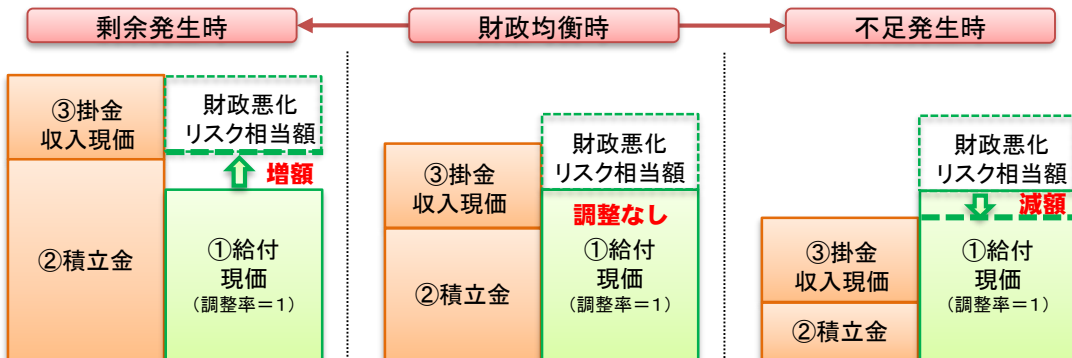
リスク対応掛金導入後の仕組み（イメージ）



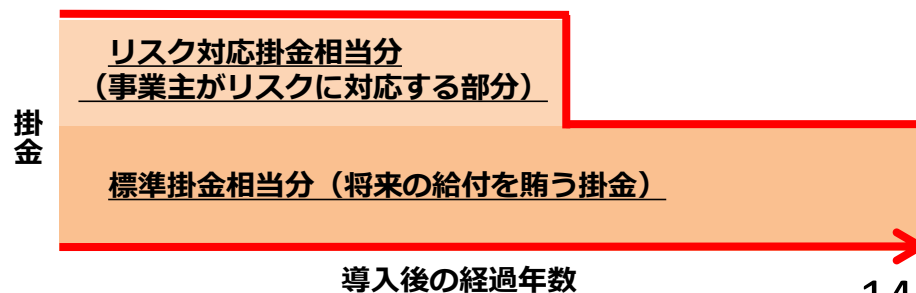
2. リスク分担型企業年金の導入

- リスク分担型企業年金は、事業主がリスクへの対応分も含む固定の掛金を拠出することにより、一定のリスクを負い、財政バランスが崩れた場合には給付の調整を行うことで加入者も一定のリスクを負うことで、リスクを分担する仕組み。

リスク分担型企業年金における給付調整の仕組み（イメージ）



掛金設定の仕組み



「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

○ 一定の予定運用利回りを確保する必要があるDB制度においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、原則全てのDBにおいて「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を義務付けることとした。

※1 受託保証型DB(運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっているDB)は除く。

○ これまで「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」を策定していなかったDBについては、平成30年4月1日までに新たに策定する必要がある。

※2 「運用の基本方針」の策定は、これまで小規模DBにおいて努力義務であったため、作成していない小規模DBにおいては新たに策定する必要がある。

※3 「政策的資産構成割合」の策定は、全てのDBにおいて努力義務であったため、作成していないDBにおいては新たに策定する必要がある。

※4 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を努力義務として規約に規程しているDBにおいて、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約の変更を行う場合には、規約変更の承認の申請及び届出は不要。

「運用の基本方針」

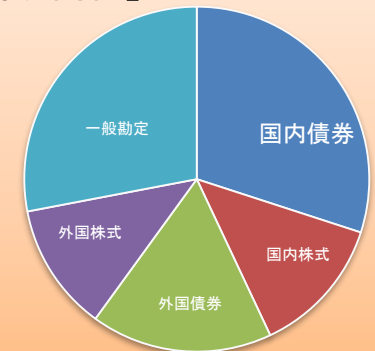
DBの資産運用に係る以下の基本的な方針を規定。

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

各DBの積立金の運用の目標を達成するために、各DBにおいて長期にわたり維持すべき資産の構成割合。

基本ポートフォリオ等とも呼ばれる。



「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

- 確定給付企業年金において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、平成30年4月1日から以下のとおり見直した。
 - ① 資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。
 - ② 分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。
 - ③ オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。
 - ④ ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)への準拠」を例示する。
 - ⑤ 運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。
 - ⑥ 運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告する(規約型DBは除く。)とともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。
 - ⑦ スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
 - ⑧ 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。

「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

○ 総合型DB基金(2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの)では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、総合型DB基金の代議員の選任のあり方について、以下のとおり見直しを行う。

① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数を事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする。

② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

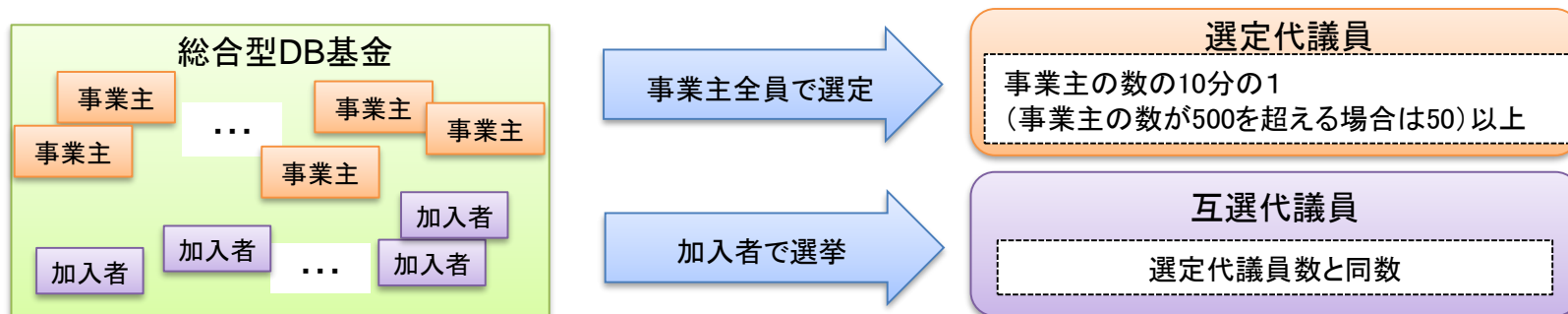
※1 ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合はこれらの規制は適用しない。

※2 上記の見直しと併せて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととする。

○ そのため、選定代議員数が上記に満たない総合型DB基金においては、代議員数を見直す必要がある。

※3 平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用することとする。

※4 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要。



新基準に適合していない総合型DB基金は、次期代議員選定までの期間に、規約の変更等の準備を行う必要。



総合型確定給付企業年金基金における会計の正確性の確保 (公認会計士等によるAUPの導入など)

○ 資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型確定給付企業年金基金においては、各事業主が他の事業主の掛金拠出分の確認等ができず、各事業主が基金全体での会計の正確性を確認することが困難であることから、次のいずれかを導入し※1、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実、会計の正確性の確保を図ることとする。

① 公認会計士又は監査法人による会計監査

② 公認会計士又は監査法人※2とあらかじめ手続を合意して実施する合意された手続(AUP)※3

※1 何らかの問題が生じたときの影響の大きさの観点から、年金資産20億円超の基金において導入。平成31年度の決算から適用することとし、年金資産が20億円を超えた決算の翌々年度から実施することとする。

※2 基金の理事及び職員を除きます。また、公認会計士又は監査法人と同等水準で業務を遂行できる者を含む。

※3 「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定するチェックポイントに則して手続を定める。毎期に必ず実施する「毎期手続」と各年度の「重点領域」があり、実施初年度は「毎期手続」のみを実施し、実施2年目以降、「毎期手続＋重点領域①」と「毎期手続＋重点領域②」を交互に実施する。

○ また、基金は確定給付企業年金を実施するために特に設けられた法人であることから、基金の実情に応じて必要な内部統制を整備し、適宜見直しを行う必要があること、また、内部統制を向上させ、会計の正確性を確保するため、基金の実情に応じて公認会計士や年金数理人等を含めた専門的知見を有する者による支援を受けることが望ましいことを「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定する。

